

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	市営住宅管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、市営住宅管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

旭川市長

公表日

令和8年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅管理事務
②事務の概要	公営住宅法による公営住宅、住宅地区改良法による改良住宅、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による特定公共賃貸住宅及び旭川市営住宅条例による市単独住宅の管理に係る事務を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定により特定個人情報を取り扱う主な事務は、次のとおり。 ①入居者の収入の申告に関する事務 ②家賃の決定に関する事務 ③家賃、敷金等の減免に関する事務 ④敷金等の徴収に関する事務 ⑤家賃、敷金等の徴収猶予に関する事務 ⑥入居の申込みの受理及び入居資格審査に関する事務 ⑦入居者の異動に関する事務 ⑧市営住宅の明渡請求に関する事務 ⑨入居者の収入状況の報告の請求等に関する事務 ⑩その他条例で定める事務(別紙のとおり)
③システムの名称	中間サーバー、中間サーバーコネクタ
2. 特定個人情報ファイル名	
市営住宅入退去者台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法別表の27の項、52の項、93の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第18条、第26条及び第46条の3 ・旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の5の項、7の項、10の3の項及び16の項 ・旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第6条、第8条、第11条の3及び第17条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠法令】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の53の項、76の項及び124の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第55条、第78条及び第126条 【情報提供の根拠法令】 情報提供は行わない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	旭川市建築部住宅課
②所属長の役職名	住宅課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	旭川市市民生活部まちづくり協働課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号0166-25-9101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	旭川市建築部住宅課 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎5階) 電話番号0166-25-8510
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	職員が操作を誤らなければ大きなリスクはなく、操作はマニュアルや研修で機会提供しているため。
9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[9) 従業員に対する教育・啓発]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	保護責任者、事務取扱担当者、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員はマイナンバー制度、情報提供ネットワークシステム、情報セキュリティに関する研修を必須とし、必ず受講している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	システムの名称	住宅管理システム、中間サーバ、中間サーバコネクタ	中間サーバ、中間サーバコネクタ		
令和1年6月26日	3. 個人番号の利用。法令上の根拠	番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第18条第1号から第12号まで	番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第18条第1号から第13号まで		
令和1年6月26日	3. 個人番号の利用。法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第1の61の2の項	・番号法第9条第1項別表第1の61の2の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第46条の3第1号から第2号まで		
令和1年6月26日	3. 個人番号の利用。法令上の根拠	・旭川市特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案	・旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則		
令和1年6月26日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携。法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第2の31の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条第1号から第10号まで	・番号法第19条第7号別表第2の31の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条第1号から第11号まで		
令和1年6月26日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携。法令上の根拠	なし	・番号法第19条第7号別表第2の85の2項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条の4第1号から第2号まで		
令和1年6月26日	5. 評価実施機関における担当部署	旭川市都市建築部住宅課	建築部市営住宅課		
令和1年6月26日	5. 評価実施機関における所属長の役職名	住宅課長 松野郷 正文	市営住宅課長		
令和1年6月26日	8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ	公営住宅法による公営住宅及び住宅地区改良法による改良住宅、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、旭川営住宅条例に基づく市単独住宅を含む市営住宅の管理に係る事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定により特定個人情報を取り扱う主な事務は次のとおり。	公営住宅法による公営住宅、住宅地区改良法による改良住宅、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による特定公共賃貸住宅及び旭川営住宅条例による市単独住宅の管理に係る事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定により特定個人情報を取り扱う主な事務は、次のとおり。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月25日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項別表第1の19の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第18条第1号から第13号まで ・番号法第9条第1項別表第1の35の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第26条第1号から第11号まで ・番号法第9条第1項別表第1の61の2の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第46条の3第1号から第2号まで ・旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第1の19の項, 35の項及び61の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条, 第26条及び第46条の3 ・旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の5の項, 7の項, 10の3の項及び16の項 ・旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第6条, 第8条, 第11条の3及び第17条 		
令和2年11月25日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 【情報提供は対象事務ではない】 【情報照会の根拠法令】 ・番号法第19条第7号別表第2の31の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条第1号から第11号まで ・番号法第19条第7号別表第2の54の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第28条第1号から第10号まで ・番号法第19条第7号別表第2の85の2項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条の4第1号から第2号まで 	<ul style="list-style-type: none"> 【情報提供は対象事務ではない】 【情報照会の根拠法令】 ・番号法第19条第7号別表第2の31の項, 54の項及び85の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条, 第28条及び第43条の4 		
令和2年11月25日	II しきい値判断項目における 計数の基準日	平成31年4月1日	令和2年11月1日		
令和7年12月1日	全体	読点の修正(「, 」→「、」への修正)	読点の修正(「, 」→「、」への修正)	事後	本市の規程の改定に伴う改正
令和7年12月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(前略) ⑩その他条例で定める事務	(前略) ⑩その他条例で定める事務(別紙のとおり)	事後	本市条例及び施行規則の条文を別紙として追加
令和7年12月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	中間サーバ, 中間サーバコネクタ	中間サーバー, 中間サーバーコネクタ	事後	全庁的に表現を統一

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイル名	入居FILE、世帯員FILE、使用料FILE、収入認定FILE、所得FILE	市営住宅入退去者台帳	事後	
令和7年12月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用	・番号法別表第1の19の項、35の項及び61の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条、第26条及び第46条の3 ・旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の5の項、7の項、10の3の項及び16の項 ・旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第6条、第8条、第11条の3及び第17条	・番号法別表の27の項、52の項、93の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条、第26条及び第46条の3 ・旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の5の項、7の項、10の3の項及び16の項 ・旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第6条、第8条、第11条の3及び第17条	事後	法改正に伴う改正
令和7年12月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供は対象事務ではない】 【情報照会の根拠法令】 ・番号法第19条第7号別表第2の31の項、54の項及び85の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条、第28条及び第43条の4	【情報照会の根拠法令】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の53の項、76の項及び124の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第55条、第78条及び第126条 【情報提供の根拠法令】 情報提供は行わない。	事後	法改正に伴う改正
令和7年12月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	建築部市営住宅課	旭川市建築部市営住宅課	事後	表現の統一
令和7年12月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒070-8525 北海道旭川市6条通9丁目 総合庁舎1階 旭川市市民生活部市民活動課市民参加推進係 (市政情報コーナー) 電話0166-25-9101	旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目4番地(総合庁舎3階) 電話番号0166-25-9101	事後	新庁舎移転に伴う変更
令和7年12月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒070-8525 北海道旭川市6条通10丁目 第3庁舎3階 旭川市建築部市営住宅課管理係 電話0166-25-8510	旭川市建築部市営住宅課 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目4番地(総合庁舎5階) 電話番号0166-25-8510	事後	新庁舎移転に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年11月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	
令和7年12月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年11月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	
令和7年12月1日	Ⅳリスク対策 5.特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネットワ ークシステムを通じた提供を除 く。)	[<input type="checkbox"/>]提供・移転しない []	[]提供・移転しない [十分である]	事後	
令和7年12月1日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させるリスク	(新設)	[十分である] 職員が操作を誤らなければ大きなリスクはなく、 操作はマニュアルや研修で機会提供しているた め。	事前	様式変更に伴う追加事項
令和7年12月1日	Ⅳリスク対策 9.監査 監査実施の有無	[<input type="checkbox"/>]自己点検 []内部監査 []外部監 査	[<input type="checkbox"/>]自己点検 [<input type="checkbox"/>]内部監査 []外部監 査	事後	
令和7年12月1日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えら れる対策	(新設)	[9.従業者に対する教育・啓発] [十分である] 保護責任者、事務取扱担当者、特定個人情報を 取り扱う情報システムの管理に関する事務に従 事する職員はマイナンバー制度、情報提供ネッ トワークシステム、情報セキュリティに関する研 修を必須とし、必ず受講している。	事前	様式変更に伴う追加事項
令和8年4月1日	I 5. 評価実施機関における 担当部署 ①部署	旭川市建築部市営住宅課	旭川市建築部住宅課	事前	本市の機構改革に伴う修正
令和8年4月1日	I 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	市営住宅課長	住宅課長	事前	本市の機構改革に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当) 070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 0166-25-9101	旭川市市民生活部まちづくり協働課(情報公開・個人情報担当) 070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 0166-25-9101	事前	本市の機構改革に伴う修正
令和8年4月1日	I 8. 特定個人ファイルの取扱いに関する問合せ	旭川市建築部市営住宅課 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎5階) 電話番号0166-25-8510	旭川市建築部住宅課 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎5階) 電話番号0166-25-8510	事前	本市の機構改革に伴う修正
令和8年4月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年11月1日	令和8年4月1日	事前	
令和8年4月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年11月1日	令和8年4月1日	事前	